

## 一般財団法人日本交通安全教育普及協会の 維持会員に関する規程

- 第1条 定款第44条に定める維持会員は、個人会員及び団体会員とする。
- 第2条 個人会員は、この法人の目的に賛同し、会費年額1口 10,000円、1口以上を納めるものとする。
- 第3条 団体会員は、この法人の目的に協賛し、事業を後援するため、会費年額1口 100,000円、1口以上を納める法人又はその他の団体とする。ただし、理事長が特別の事情があると認めた法人又は団体については、理事長が別に定める会費年額とする。
- 第4条 維持会員は、この法人が刊行する月刊誌及びその他の資料を無償又は割引して配布を受けることができる。
- 第5条 維持会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 第6条 維持会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
- 一 退会
  - 二 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき
  - 三 死亡、失踪宣告並びに団体の解散
  - 四 除名
- 第7条 維持会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。
- 第8条 維持会員が次の各号の1に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。
- 一 会費を滞納したとき
  - 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の円滑な運営を阻害する行為をしたとき
- 第9条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日（一般財団法人の設立登記の日）から施行する。